

県内で採取した河川水と水道水中の放射性物質の検査結果について（第 253 報）

県内で、本日採取した河川水と水道水の分析を行ったところ、結果は以下のとおりでした。

【検査機関】新潟県放射線監視センター新潟分室

【検出された主な核種】

河川水

（単位：Bq/kg）

| 採水地点 | 今回の測定値 | | 前回までの最高値 | |
|-------------|--------|---------|-----------|---------|
| | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム |
| 南魚沼市 魚野川坪池橋 | 検出されず | 検出されず | 14 (3/21) | 検出されず |

水道水

（単位：Bq/kg）

| 採水地点（水道水の取水地点） | 今回の測定値 | | 前回までの最高値 | |
|---|-----------------|---------|------------|---------|
| | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム |
| 南魚沼市畔地浄水場（三国川） | 検出されず | 検出されず | 9.6 (3/22) | 検出されず |
| 新潟市満願寺浄水場（阿賀野川下流） | 検出されず | 検出されず | 39 (3/20) | 検出されず |
| 東港地域水道用水供給企業団（阿賀野川中流） | 検出されず | 検出されず | 79 (3/20) | 検出されず |
| 上越市城山浄水場（名立川・桑取川） | 検出されず | 検出されず | 検出されず | 検出されず |
| 胎内市並槻浄水場（荒川・地下水併用） | 検出されず | 検出されず | 検出されず | 検出されず |
| 田上町川船河浄水場（地下水） | 検出されず | 検出されず | 検出されず | 検出されず |
| 小千谷市小千谷浄水場（信濃川） | 検出されず | 検出されず | 検出されず | 検出されず |
| 刈羽村第 2 水源浄水場（湧水・表流水併用） | 検出されず | 検出されず | 検出されず | 検出されず |
| 食品衛生法に基づく暫定規制値（飲料水） （飲食物摂取制限に関する指標値） 1,2 | 300 （乳児 100） | 200 | （注）括弧内は採水日 | |

- 1 原子力安全委員会が定めた飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始するめやす
- 2 なお、厚生労働省健康局水道課の福島市内の水道事例に対する見解を別紙のとおり添付します。

放射性ヨウ素が 100 Bq/kg を超えた場合は、乳児による水道水の摂取を控えてください。

【測定の単位について】

Bq（ベクレル）は放射線を出す能力を表す単位のことです。例えば、ある放射性物質に「1 ベクレルの放射能がある。」と言った場合、その放射性物質は 1 秒間に 1 回原子が壊れて放射線を出すことを表しています。

本件についてのお問い合わせ先

新潟県福祉保健部生活衛生課 電話：025-280-5208
内線：2677

平成 23 年 12 月 12 日
福祉保健部生活衛生課

文部科学省の依頼により実施した水道水中の放射性物質の検査結果について（第 253 の 2 報）

県内で採取した水道水の分析を行ったところ、結果は以下のとおりでした。

【検査機関】新潟県放射線監視センター新潟分室

【検出された主な核種】

水道水（採水日：12月9日）

（単位：Bq/kg）

| 採水地点（水道水の取水地点） | 今回の測定値 | | 前回までの最高値 | |
|---|-----------------|---------|------------|---------|
| | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム |
| 新潟市西区曾和 放射線監視センター （信濃川下流） | 検出されず | 検出されず | 7.8（3/23） | 検出されず |
| 食品衛生法に基づく暫定規制値（飲料水） （飲食物摂取制限に関する指標値） 1,2 | 300 （乳児 100） | 200 | （注）括弧内は採水日 | |

水道水（採水日：12月10日）

（単位：Bq/kg）

| 採水地点（水道水の取水地点） | 今回の測定値 | | 前回までの最高値 | |
|---|-----------------|---------|------------|---------|
| | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム |
| 新潟市西区曾和 放射線監視センター （信濃川下流） | 検出されず | 検出されず | 7.8（3/23） | 検出されず |
| 食品衛生法に基づく暫定規制値（飲料水） （飲食物摂取制限に関する指標値） 1,2 | 300 （乳児 100） | 200 | （注）括弧内は採水日 | |

水道水（採水日：12月11日）

（単位：Bq/kg）

| 採水地点（水道水の取水地点） | 今回の測定値 | | 前回までの最高値 | |
|---|-----------------|---------|------------|---------|
| | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム |
| 新潟市西区曾和 放射線監視センター （信濃川下流） | 検出されず | 検出されず | 7.8（3/23） | 検出されず |
| 食品衛生法に基づく暫定規制値（飲料水） （飲食物摂取制限に関する指標値） 1,2 | 300 （乳児 100） | 200 | （注）括弧内は採水日 | |

- 1 原子力安全委員会が定めた飲食物の摂取制限措置を講ずることが適切であるか否かの検討を開始するめやす
- 2 なお、厚生労働省健康局水道課の福島市内の水道事例に対する見解を別紙のとおり添付します。

放射性ヨウ素が 100 Bq/kg を超えた場合は、乳児による水道水の摂取を控えてください。

【測定の単位について】

Bq（ベクレル）は放射線を出す能力を表す単位のことです。例えば、ある放射性物質に「1 ベクレルの放射能がある。」と言った場合、その放射性物質は 1 秒間に 1 回原子が壊れて放射線を出すことを表しています。

本件についてのお問い合わせ先

新潟県福祉保健部生活衛生課 電話 025-280-5208
内線 2677